

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年12月2日

徳島市監査委員	尾田正則
同	藤原晃
同	土井昭一
同	武知浩之

## 財政援助団体等監査結果報告書

### 第1 監査の対象

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 監査対象団体    | 徳島市土地開発公社（出資及び財政援助（貸付金）団体）                          |
| 2 所管部課      | 財政部 財政課、財産管理活用課                                     |
| 3 対象期間等     | 令和4年4月1日から8月31日までに執行した出資、貸付金に係る出納その他の事務             |
| 4 監査対象団体の概要 |   |
| (1) 目的      | 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与する。 |
| (2) 設立年月日   | 昭和48年4月2日（登記日）                                      |
| (3) 事務所     | 徳島市幸町2丁目5番地   |
| (4) 職員数     | 事務局職員19人（市兼務職員19人）                                  |
| (5) 徳島市出資額  | 5,000,000円（徳島市出資比率100%）                             |
| (6) 徳島市貸付金  | 486,899,819円（令和4年8月末現在）                             |

### 第2 監査の実施期間

令和4年9月15日から11月28日まで

### 第3 監査の方法

出資の目的に沿って事業が適切に運営されているか、出資及び貸付金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

#### 第4 監査の結果

令和4年8月末時点において、3か所の長期保有土地は、いずれも公社による土地の先行取得から30年以上が経過している。また、3か所の土地の簿価総額は、購入時の4億2,097万円から、支払利息等の6,591万円をあわせて令和3年度末には4億8,688万円に増加している。

土地の保有により、今後も、継続して支払利息の増加が予想されるとともに、土地の未利用による活用機会の損失も懸念されることから、今後、利用の予定がない長期保有土地については、早期に解決に向けた取組を検討するよう努められたい。

なお、徳島市土地開発公社の出資、貸付金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されており、特に指摘すべき事項は認められなかった。